

東京都

上記代表者 東京都知事

舛添 要一様

世田谷区長

保坂 展



東京都市計画道路の変更について（回答）
（都市高速道路外郭環状線）

平成 26 年 9 月 26 日付け 26 都市基街第 131 号で照会をうけた標記の件につきましては、異議ありません。

なお、下記の意見を付します。

記

1. 東名高速道路以南について

「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針」（平成 21 年 4 月）に書かれている東名高速道路以南の外環計画に向けた「検討の場」を早期に設置し、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の整備に併せて確実に東名高速道路以南の整備を進めること。

2. 環境・景観への配慮について

整備にあたっては、野川、国分寺崖線及び成城みつ池等における緑と水の自然環境と景観への十分な配慮を行うとともに、ジャンクション等の構造を含め周辺への影響を極力小さくすること。また、大気質や振動、騒音、地下水の保全等、工事により懸念される環境への影響などについては、必要な調査・対策を講じること。

3. 周辺まちづくりについて

周辺まちづくりの観点から、外環道のジャンクション及び東名東京インターチェンジ周辺の都市計画道路などの都市基盤整備にあたっては、整備手法、時期等について、事前に区と十分協議し、早期に整備すること。

また、区が進めている外環道のジャンクション周辺まちづくり及び上部空間等の利用について協力すること。

4. 周辺住民への丁寧な対応について

事業に関する地元要望への回答や意見の反映については、当該地域のオープンハウス等を活用し、積極的に権利者や周辺住民との情報交換の場や機会を増やすと共に、必要に応じて個別に対応するなど、周辺住民への誠実かつ丁寧な対応に努めること。

5. 「世田谷区所有地の使用について」に付した要望について

平成 23 年 12 月 7 日付で国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長あてに回答した「世田谷区所有地の使用について（回答）」（23 世道外第 80 号）に付した、「別紙」要望事項の 7 点を踏まえて対応されたい。